

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始	(道路維持課)	七六九
道路の区域変更	(同)	七七〇
身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(身体障害者更生相談所)	七七〇
身体障害者福祉法に基づく医師の指定辞退	(同)	七七一

公示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	七七一
指定自立支援医療機関の指定	(身体障害者更生相談所)	七七二
指定自立支援医療機関の変更届出	(同)	七七二
土地改良区役員の退任及び就任	(岐阜農林事務所)	七七二
駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施	(交通指導課)	七七三

告示

岐阜県告示第六百二十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の決定又は変更の告知年月日ほか)
県道	岐阜線 羽島線	岐阜市茜部大川二丁目九番二地先から 同市茜部大川二丁目六番一 地先まで	三〇〇	平成 三三・三三	平成 六・七・九

岐阜県告示第六百二十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間岐阜県土木整備部道

第 二 千 二 百 十 号
平成二十二年十二月二十一日

(火曜日)

路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
揖斐川線	路線名	揖斐郡揖斐川町春日小宮神字汁タレ九番二地先から同郡同町同七番三地先まで	区間	三三・五	平成三三・三三	平成二〇・三・五

岐阜県告示第六百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域の変更又は告示の日)
岐阜濃線	路線名	美濃市大字大矢田字松本五三五番の五地先から同市大字極楽寺字改田一三五二番の一地先まで	区間	一、四七・二	平成三三・三三	平成二〇・三・八 平成二二・二・八

岐阜県告示第六百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年十二月二十一日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類	路線名	区間	区域の変更前後	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
大西線	路線名	瑞浪市日吉町字千原二二八四番二地先から同市同町字同二二八五番三地先まで	区間	前	五・五	〇	
				後	六・〇	〇	

岐阜県告示第六百二十四号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則(平成五年岐阜県規則第九十号)第五条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場所	指定年月日
脳神経外科	高田 宗春	MISTクリニクス 中津川市えびす町七三	平成三三・三三
内科	若山 敦司	伊藤内科 多治見市太平町三一	同

産婦人科	前田 洋一	大垣徳洲会病院	大垣市林町六・八五	同
眼科	熊田 雅子	永田眼科クリニック	各務原市鵜沼西町三一五七	同
内科	山田 昌夫	多治見市民病院	多治見市前畑町三三	同
内科	足達 広和	同	同	同
内科	遠藤優佳里	同	同	同
外科	岡田 隆雅	同	同	同
外科	関戸 伸明	同	同	同
整形外科	加藤 真	同	同	同
眼科	中村 英樹	八幡病院	郡上市八幡町桜町二七八	同
整形外科	上田 剛	うえた整形外科	多治見市松坂町一五	同
脳神経外科	吉田 康太	東可児病院	可児市広見一五二	同
脳神経外科	井上 繁雄	中濃厚生病院	関市若草通五一	同
内科	奥村 健二	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七三二二四	同
整形外科	松原 健	大垣市民病院	大垣市南類町四八六	同
耳鼻咽喉科	坂井田 謙	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同
外科	杉本 琢哉	西美濃厚生病院	養老郡養老町押越九八六	同
脳神経外科	竹中 俊介	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九	同
脳神経外科	山川 弘保	鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥一	同
内科	内田 俊樹	内田医院	各務原市川島松原町四一七	同

岐阜県告示第六百二十五号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師の指定辞退の届出があったので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

担当科目	医師氏名	勤務場所	辞退年月日
内科	丹羽 啓之	県立下呂温泉病院	下呂市幸田二一六一 平成三・七・一
整形外科	岡本 弘史	大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五 同三・三・三
外科	春日井貴雄	同	同 同三・三・三
外科	森 洋一郎	同	同 同三・三・三
眼科	京兼 郁江	多治見市民病院	多治見市前畑町三四 同三・八・九
形成外科	深澤 大樹	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五 同三・一・一
外科	湯澤 浩之	同	同 同三・二・一
脳神経外科	熊谷 守雄	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七三二二四 同三・七・三
外科	渡邊 建詞	東可児病院	可児市広見一五二 同三・八・三
外科・ぼ直	和田 英一	北方医院	本巣郡北方町北方一八一六 同三・三・三

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年十二月二日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人エナジー
- 三 代表者の氏名 小坂 順次
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇八七番地七九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、近年、合併した新恵那市を活性化することにより、まちづくりを推進する事業を行い、行政や企業と協働した市民主体のまちづくりに寄与する事を目的とする。

指定自立支援医療機関の指定

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（訪問看護）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
医療法人徳洲会 大垣徳洲会訪問看護ステーション	大垣市林町六丁目八五 一	育成・更生	平成 三・二・三 一

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指 定 年 月 日
ライン調剤薬局高富店	山県市高富二四五一 六	育成・更生	平成 三・二・三 一
いもじや薬局	関市鑄物師屋六丁目一五五	同	同
エール調剤薬局宮前店	中津川市宮前町七七六 一	同	同
ユタカ薬局大垣旭町	大垣市旭町二丁目一	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの
（薬局）

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	変 更 年 月 日
たんぼば薬局蘇原店	各務原市蘇原栄町二丁目八	育成・更生	平成 三・一〇・三
たんぼば薬局関店	関市西本郷字笹島二三〇 一	同	平成 三・一〇・三
たんぼば薬局郡上店	郡上市八幡町島谷二六五 一	同	平成 三・一〇・三
クオール薬局ようなん店	海津市南濃町津屋一四九一 四	同	平成 三・一〇・六
ひがし調剤薬局	美濃加茂市本郷町九 一八 四	同	平成 三・一〇・五
ニコニコ調剤薬局	関市西本郷字笹島二二八 一	同	平成 三・一〇・八

土地改良区役員及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所在地
岐阜市古市場土地改良区	平成二二・三・二	監事	宮部源一郎	岐阜市古市場	三九七番地
同	同	同	大塚一市	同	二六一番地三

就任した役員

土地改良区名	年月日	役名	氏名	住居	所在地
岐阜市古市場土地改良区	平成二二・三・二六	監事	宮部義秋	岐阜市古市場	三二〇番地一
同	同	同	松岡静典	同	一一一番地二五

駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格同等認定審査の実施

道路交通法（昭和三十五年法律第五号。以下「法」という。）第五十一条の十三第一項第一号イの規定による駐車監視員資格者講習及び同号ロの規定による駐車監視員資格同等認定審査を次のとおり実施します。

平成二十二年十二月二十一日

岐阜県公安委員会

委員長 水谷 邦照

一 駐車監視員資格者講習

1 講習の期日及び時間

(一) 第一日

平成二十三年二月八日（火）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(二) 第二日

平成二十三年二月九日（水）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

講習時間 午前九時から午後五時四十分まで

(三) 第三日（修了審査）

平成二十三年二月十六日（水）

受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで

審査時間 午前九時から午前十時まで

2 講習の場所

岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 受講定員

三十人

4 受講申込受付期間

平成二十三年一月十七日（月）から一月二十七日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前九時から午後五時まで

5 受講申込先

岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「受講申込書」といいます。）

(二) 受講申込書に貼付する写真一枚（受講申込み前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの）

(三) 収入証紙納付書

7 講習手数料

一九、〇〇〇円（岐阜県収入証紙により納入）

8 受講申込方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて受講申込書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 受講申込書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に一九、〇〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 受講申込書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、一五の受講申込先に受講者本人が直接持参して申し込んでください。

(五) 申込みの際、受講者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申込みは、受け付けません。

(二) 一旦納入した講習手数料は、還付しません。

(三) 受講申込者数が定員に達した場合、受付を終了します。

(四) 講習及び修了検査とともに、駐車監視員資格者講習受講票及び筆記用具を持参してください。また修了検査日には、印鑑(認印)を持参してください。

(五) 二日間(十四時間)の講習を受講後、修了検査(一時間)に合格した者に対して駐車監視員資格者講習修了証明書を交付します。

二 駐車監視員資格同等認定審査

1 認定検査の期日及び時間
平成二十三年二月十六日(水)
受付時間 午前八時三十分から午前八時五十分まで
検査時間 午前九時から午前十時まで

2 認定検査の場所
岐阜市数田南二丁目一番一号 岐阜県警察本部二階2A会議室

3 認定検査受検資格
次のいずれかに該当する者であること。

(一) 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して五年以上である者

(三) (一)又は(二)に掲げる者と同等の経歴を有する者

4 申請受付期間
平成二十三年一月十七日(月)から一月二十七日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後五時まで

5 申請先
岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内の各警察署交通課

6 提出書類等

(一) 認定申請書

(二) 認定申請書に貼付する写真一枚(申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルのもの)

(三) 二・三のいずれかに該当することを証する書面

(四) 収入証紙納付書

7 認定手数料
四、五〇〇円(岐阜県収入証紙により納入)

8 申請方法

(一) 岐阜県警察本部交通部交通指導課又は県内各警察署交通課にて認定申請書及び収入証紙納付書の交付を受けてください。

(二) 認定申請書に写真を貼付してください。

(三) 収入証紙納付書に四、五〇〇円分の岐阜県収入証紙を貼付してください(消印しないこと)。

(四) 認定申請書及び収入証紙納付書に必要な事項を記入し、二五の申請先に申請者本人が直接持参して申請してください。

(五) 申請の際、申請者本人であることが確認できる身分証明書(運転免許証、パスポート等の顔写真入りの公的証明書)を提示してください。

9 その他

(一) 郵便又は信書便による申請は、受け付けません。

(二) 一旦納入した認定手数料は、還付しません。

(三) 認定検査には、駐車監視員資格者認定検査受検票、筆記用具及び印鑑(認印)を持参してください。

(四) 認定検査に合格した者に対して認定書を交付します。

三 注意事項

1 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者のうち法第五十一条の十三第一項に規定する駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、別途駐車監視員資格者証の交付申請をする必要があります。

2 駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、法第五十一条の十三第一項第二号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。

3 駐車監視員資格者証の交付を受けても、法第五十一条の八第一項の規定により確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、駐車監視員として活動することはできません。

四 講習及び審査に関する問い合わせ先

岐阜県警察本部交通部交通指導課

電話〇五八 二七一 二四二四 内線五二二五

平成二十二年十二月二十一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター